くろだいや新聞

三井石炭鉱業株式会社で発足

10月1日・分割による石炭部門

分割は生残るため
努力で興隆をこの手に
社長　有吉新吾

計画達成が繁栄に
皆さんの協力をお願い
三池鉱業所長　大賀達一

大切な労使信頼
労使ぐるみの協力

親族会たと支給

なぜ一般に開放
三月アタマの開放

三井鉱山の社内報〝くろだいや〟。石炭分離を神さまのようないい方だ。絶対に忘れないようにしよう。

労働者の恨みは深い
石炭部門切り棄て強行に

この一日を期して、三井鉱山は石炭部門の分離を強行したが、これに対して職場からは怒りの声が燃えあがっている。三池労組は、宮浦、四山、三川の各鉱正門で、組合員・主婦会員の座りこみを行い、三井鉱山に抗議した。

三池炭鉱の発生は古く、文政年間に農夫の伝治左衛門が、稲荷山で燃える石を発見したときから。

それが本格的に近代産業としての歩みを開始したのは、〝日本坑法〟（地下の鉱物資源は、すべて政府の手に帰す）の公布にともない、官営炭鉱となった明治六年。今からちょうど百年前に当たる。

忘れてならないことは、そのスタートと同時に、囚人がその主要な労働力として投入されたこと。三瀦県の五十人からはじまったのが、福岡、熊本、長崎、佐賀各県から狩り立ててきたばかりでなく、明治十六年にはついに三池集治監まで発足。まさに囚人労働者は三池炭鉱の中核的労働力を形成した。官営炭鉱が三井に占有される明治二十一年の記録は、その労働者総数三千百三人。そのうちの七〇％に当たる二千百四十四人が、囚人労働者だったのである。

明治二十七、八年の日清戦争の際など、三池集治監囚人労働者だけで二千人。

この囚人労働は、昭和五年に悲惨な歴史の幕を閉じたが、その後の三池炭鉱の荒々しい発展をささえたのは、その囚人労働に肩がわりさせられた炭鉱労働者にほかならなかった。まさに、三池炭鉱＝三井鉱山を築いたのは、これらの労働者にほかならず、労働者にすればそれこそ血と汗の結晶だといえる。それを、三井鉱山は切り棄てたのだ。恨みは深い。

石炭部門分離に反対し、三池労組・主婦会が各ヤマで決行した抗議の座り込み。上から宮浦、四山、三川の順。

〝バッヂ〟ばかりじゃ……
石炭分離で社員さんバイ

分離は反対していいよるとに、会社は、しゃんむり、三池炭鉱ば、第二会社にしてしもうた。そんかわり、ヒュウトリば社員にして、三井のマークのバッヂを貸さすげな。

よろこんでよかつか、腹かいてよかつかわからんばってん、とにかく、おっどんな今日から、社員さんになったわけじゃろ。自覚せんと、でけんばいた。

今までんごつ、鉱員とちがうて社員になったつじゃけん、社員としての体面ばしっかりと保ち、せっかくの新会社に、恥かかせんごつせんといかん。

そんためには、バッヂつけてもおかしゅうなかごたる、ピシャリした背広ば着て、ネクタイどんしめて、つっかけゾウリば皮靴にはきかえて、通勤せんといかんじゃろ。

二十何年か前の話。

〝坑夫鉱夫は昔のことよ
今じゃみんなが鉱員さ〟

こんな、標語ンごたるステッカーの、繰り込み場に貼ってあったこつのある。

そん頃から、作業着も、ヘコからサルマタにかわっていったが、今後はサルマタから、プレスのきいたズボンになるかも知れんな。

そりばってん、そげんなってくると、ちょっと問題ぞ。

今までんごつ、安か賃金じゃ、背広も皮靴も買われんばい。社員といわるるとにふさわしかごつ、まず給料ばあげて、月給にしてもらわんならでけんな。

そりから、よその社員さんのごつ、国の祝祭日は休みにして、いずれは、週休二日制にしてくれらすじゃろ。

そして、一番忘るっとでけんこつは、保安ばな。社員にケガばっかりさせよったっちゃ、わらわるるぞ。絶対に、新社員がケガせんごつ、会社は、職場環境ば、徹底的に改善してくだはれ。そりばしきらんなら、会社も、ふとっこつはいわれんたい。

「分離すんな。社員にならんてちゃ、鉱員のままでよか」、ていいよるとば、会社が一方的に強行したつじゃけん、社員という名称だけで終らせんごつ、肝入ってはいよ。

しっかり頼むばん。会社のエラ方さんよ。

×

記念すべき昭和四十八年十月一日　坑内甲方一般職　新社員一同

壁新聞から

三川指導部の〝壁新聞〟から。

熊本県議会、災害で意見書

酒井善為・熊本県議からの連絡によると、熊本県議会は去月二十九日、全員一致をもって、「いのちを守る意見書」を決定した。

いうまでもなく、星下佐加士さんの死ほか、重大災害が続発している三池炭鉱に関するもの。それは次の通りである。

「炭鉱事故による死者負傷者は、毎年相当数にのぼっているので、鉱山保安関係法令を遵守し、職場安全と坑内保安の指導、監督を強化されるよう強く要望する」

右は熊本県議会の名で、内閣総理大臣、通産大臣、労働大臣にあてて発送された。

〝みいけ〟に表彰楯が…

熊本県総評主催の〝機関紙・職場新聞コンクール〟で、機関紙〝みいけ〟が一位に、また職場新聞の〝日刊みかわ〟（三川）、〝坑外〟（四山）、〝いのち特集号〟（三川）が入賞したことは既報したが、去月二十六―二十七日に催された同県総評定期大会で、正式に受彰した。

とくに〝みいけ〟は表彰状と共に〝優勝楯〟を受けた。この際組合員・家族の、いっそうの協力がのぞまれる。

訴訟救助申立は正当
勝訴の見込みがないとはいえない
資料「訴訟費救助決定」

主文

一、申立人（原告）らから相手方（被告）に対する当裁判所損害賠償請求事件について、申立人高田寿子を除く申立人らに対しいずれも訴訟上の救助を付与する。

二、申立人高田寿子の本件申立を却下する。

理由

一、申立人らの本件訴訟救助申立の趣旨および理由は、本件記録に編綴してある昭和四八年五年一一日付訴訟救助申立書のとおりであるから、ここにこれを引用する。

二、当裁判所の判断

1、本件疎明資料によれば、申立人らは、本案訴訟について勝訴の見込みがないとはいえないものであることが疎明される。

2、次に、申立人らは民事訴訟法第一一八条にいう「訴訟費用を支払う資力なき者」に該当するか否かについて判断する。

(一)「訴訟費用を支払う資力なき者」とは「自己およびその家族の必要な生活を危くしないでは訴訟費用を支払うことのできない者」と解されているから、具体的判断に当っては、自己およびその家族の生活の存続維持に欠くことのできない必要経費額と収入との相関関係ならびに本案事件の性質内容とを考慮しなければならない。

もとより、訴訟救助の制度は、経済的に恵まれない者についても、裁判所における裁判を受ける権利を奪われないようにするための制度であるから、民事訴訟法第一一八条に規定する訴訟費用とは、当事者が義務づけられる種々の支出のうち裁判費用すなわち、当事者が裁判所に納入しなければならない費用だけに限定すべきものではなく、これ以外の経費、例えば訴訟の提起、維持のための調査、研究費等をも含むものと解すべきである。

(二) そこで、右の観点に立って本件を検討する。

(1) 本件疎明資料によれば申立人原田拓および同高田寿子を除くその余の申立人らはいずれも、(イ)無資産者、(ロ)無収入者、(ハ)資産はあるが、自己およびその家族の生活の存続維持に必要な居住用の宅地建物であるか、または自己およびその家族の必要生活費の供給源である畑および附属山林となっているものであって、これを売却処分するときは右生活を害することになると考えられる者、(ニ)収入はあるが概ね年収金一〇〇万円以下であり、現時における国民の生活水準と対比して、その家族構成等に照らし右収入は自己およびその家族の必要生活費に費消せられて余剰がなくなると考えられる者、(ホ)右以上の収入はあるが、概ね年収金一五〇円以下であり、現時における国民の生活水準と対比して、その家族構成等に照らし右収入は自己およびその家族の必要生活費に費消してなお若干の余剰を生ずるものとうかがわれるが、その余剰の程度では本案訴訟の訴訟費用等を十分に支払うことができないと考えられる者にそれぞれ該当することが疎明される。

したがって、以上の申立人らは本件訴訟に関して訴訟救助を付与すべき貧困者に当たるものというべきである。よって右申立人らの本件申立は理由がある。

(2) 次に、申立人原田拓については、本件疎明資料によれば、給与所得者として年収一六三万四二〇四円を得ているが、家族として他に二人がいること、ガス中毒患者でありその治療費の支出が予想されることが疎明され、そのような事情を考慮すると、右にいう貧困に当たるものと認めて差し支えない。よって、申立人原田拓の本件申立は理由がある。

(3)（原告の高田寿子さんの申立に関する決定の項であるが、却下されているので省略）

3、以上の次第であるから、申立人らの本件申立について主文のとおり決定する。